

静岡市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン案

平成●●年●月

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラにおける犯罪防止の有効性と、自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの保護との調和を旨に、市内における公共空間を対象とした街頭防犯カメラを設置及び利用するにあたっての留意すべき事項を定めることにより、街頭防犯カメラを設置または運用する者（以下「設置者等」という。）の適切な管理及び運用を推進することを目的とする。

2 定義

(1) 街頭防犯カメラ

街頭防犯カメラとは、犯罪の防止を目的（犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む）として、公共空間において特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラであって、かつ、画像記録機能を有するものをいう。

(2) 画像

画像とは、街頭防犯カメラにより撮影又は記録された、モニター等を介して視認することができる電磁的データであって、それによって、特定の個人若しくは物を識別することができるものをいう。

画像は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）における保護法益の対象となる。

(3) 公共空間

公共空間とは、道路、公園、広場、駐車場、地下道、地下街、繁華街など、不特定多数の者が自由に利用または通行できる空間をいう。

3 管理責任者の指定

設置者等は、街頭防犯カメラを設置、運用するにあたって、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定するものとする。

4 街頭防犯カメラ設置の表示

街頭防犯カメラを設置するにあたっては、設置箇所直近の見やすい場所に、街頭防犯カメラが設置されている旨や管理責任者の氏名、その連絡先等を分かりやすく表示することとする。

さらに、犯罪抑止効果を高めるため、設置箇所直近のみならず、撮影区域外にも同様の表示をすることが望ましい。

5 街頭防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲

街頭防犯カメラを設置するにあたっては、設置の目的を明確にするとともに、住宅内部の私的空間等不必要な個人画像の撮影を防ぐため、街頭防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲について十分に検討し、必要な範囲に限定することとする。

また、設置者等は特定の個人若しくは物を、遠隔操作等で継続して追跡撮影するなどの使用はしてはならない。

6 画像データの保存・取扱い

(1) 取扱担当者の指定

設置者等は、必要であると判断する場合、街頭防犯カメラ及びそのモニター、録画装置、付属機器等の操作を行う取扱担当者を指定するものとする。

管理責任者及び指定された取扱担当者以外の者は、当該機器の操作をしてはならない。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、原則としておおむね1箇月以内で必要な期間を定め、不必要な画像データの保存は行わないこと。

(3) 画像データ等の厳重な管理

街頭防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、SDカード、ハードディスク等）や記録用のパーソナルコンピュータ等については、管理担当者や取扱担当者以外の者が容易に見渡し、又は立ち入ることが出来ない施設ができる室内又は施設等で厳重に管理することとし、画像の複写及び加工、外部への持ち出しはしてはならない。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去することとする。

また、記録媒体等を廃棄する場合は、画像データの漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の防止のため、物理的に読み取りが行えないよう、破碎、裁断等の処置を行うこととする。

(5) 秘密の保持

街頭防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 画像データ等の外部提供

設置者等は、画像及び画像データを、犯罪防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。
ただし、画像データの保存期間内であることとし、なおかつ画像が、容姿の特徴等から本人と明らかに認められる場合であって、同時に撮影された第三者の画像については除去した後に提供するものとする。

8 苦情等の処理

設置者等は、当該街頭防犯カメラの設置、運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速な対応に努めなければならない。

9 その他

設置者等は、このガイドラインが示す基準を守って街頭防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置や運用に関する規程（以下「管理規程」という。）を策定するとともに、管理規程が遵守されるよう、管理責任者や取扱担当者に対する周知徹底を図る。

また、街頭防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した管理、運用規程を徹底させるものとする。

（「管理規程」、「委託契約書」の参考例は別紙のとおり）

別紙「管理規程」の参考例

□□□が設置する防犯カメラの設置及び利用基準

(目的)

第1条 この利用基準は、□□□が、×××地域に設置する防犯カメラについて、◇◇◇などの犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(防犯カメラの設置の目的)

第2条 本利用基準で定める防犯カメラは、×××地域における犯罪の防止のために設置する。

(防犯カメラの設置の概要)

第3条 防犯カメラは、別図の場所に△△台設置する。

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	静岡市〇〇区〇丁目〇番〇号
建物等名称	〇〇〇〇〇センター

(防犯カメラの設置及び利用)

第4条 防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者という。」）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

(2) 管理責任者および連絡先

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

第5条 設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

2 管理責任者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。

3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の聴視等を行う取扱者（原則、管理責任者とは別の者）を指定する。

4 取扱者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。

5 画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱者ほか、〇〇〇〇（※必要な者の職・氏名を記載）とする。

(画像の保存及び取扱い)

第6条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等という。」）は、画像の漏えい、滅失、き損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。

(2) 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第7条に定める場合を

除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携帯しなければならない。

(3) 画像の保存期間は、〇〇（※最大1箇月以内の必要最小限の期間を設定）とする。

(4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。

(5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 設置者等は、画像を第2条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（但し、画像の提供を求めるときは文書によるものとする）

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(5) 設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

(苦情等の処理)

第8条 苦情や問い合わせには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第9条 設置者は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

2 この基準に記載されていない事項については、「静岡市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

別紙「委託契約書」の参考例

□□□が設置する防犯カメラ管理運営事務委託契約書

□□□（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 …

：

（防犯カメラ等の管理、運用）

第○条 乙は、□□□が設置した防犯カメラの設置及び運用については、甲が定めた「管理規程」に基づき実施するものとする。

2 乙は、防犯カメラの管理に関する責任者及び操作者を選任し、甲に報告するものとする。変更したときも、また同様とする。

（個人情報の保護に関する事項）

第○条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守しなければならない。

：